

介護保険料について

みんなで制度を支え合う、大切な財源です

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

市区町村の介護保険の運営にかかる費用の総額(利用者負担分を除く)のうち、第1号被保険者が負担する割合(介護保険給付費総額の23%)に応じて基準額が決まります。



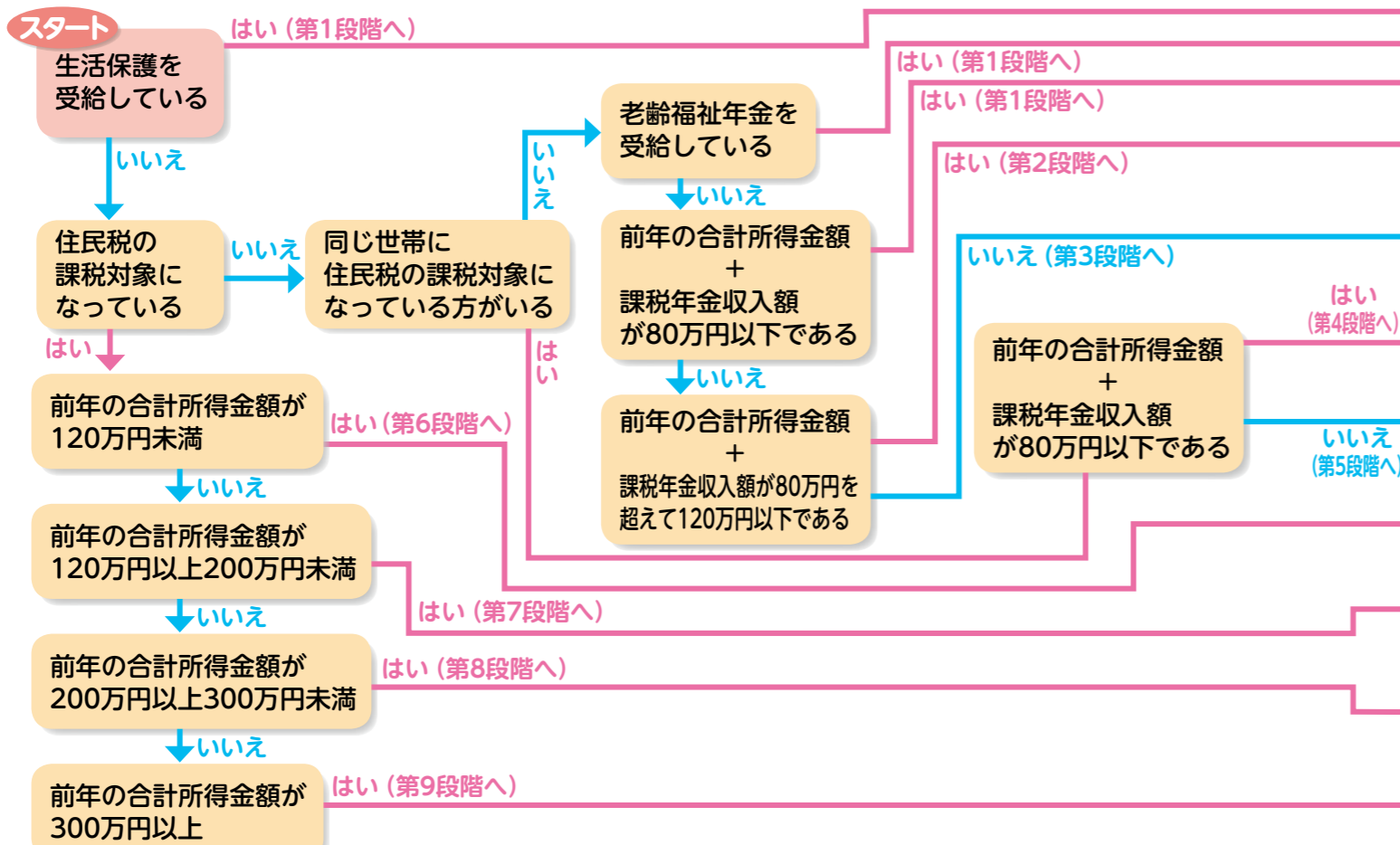
決め方

基準額をもとに算出します。所得の低い方に負担がかかり過ぎないように、所得に応じて保険料が決まります。保険料は3年ごとに見直されるようになっています。

保険料基準額
72,000円
(年額)

指宿市の介護保険にかかる費用のうち
第1号被保険者負担分
指宿市の第1号被保険者数

《あなたの介護保険料をチェックしてみましょう》



納め方

原則として、保険料は年金から納めます(特別徴収)。年金の額により、納め方は2種類に分かれます。ちなみに、第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった月(65歳の誕生日の前日のある月)の分からとなります。

年金が年額18万円以上の方
(月額1万5,000円以上の方)

特別徴収で納めます

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料額を納めます(仮徴収)。10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます。(本徴収)
※老齢福祉年金は対象となりません。

次の場合は普通徴収(納入通知書での支払い)となります

- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度の途中で所得段階の区分が変更となったとき など

年金が年額18万円未満の方
(月額1万5,000円未満の方)

普通徴収で納めます

送付される納入通知書に基づき、市区町村に個別に介護保険料を納めます。納入通知書の納期にしたがって納めます。**納め忘れない口座振替が便利で確実です。**

以下をご持参の上、納入通知書に記載の金融機関の窓口でお申し込みください。

- 納入通知書
- 預(貯)金通帳
- 通帳の届け出印



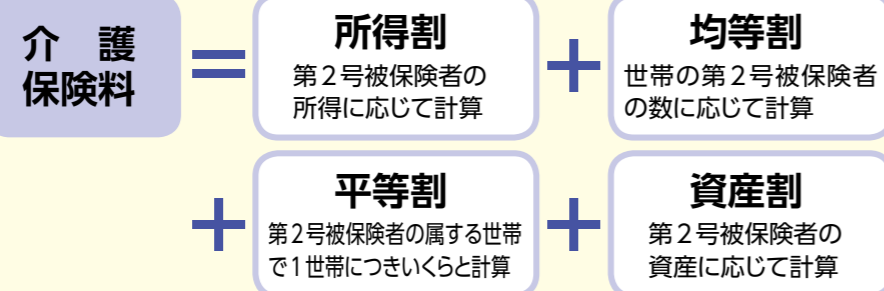
所得段階	対象者	計算方法
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者であって本人および世帯全員が住民税非課税の方 または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.45
第2段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.7
第3段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	基準額×0.75
第4段階	・本人が住民税非課税で、世帯のどなたかに住民税が課税されており、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9
第5段階	・本人が住民税非課税で、世帯のどなたかに住民税が課税されており、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	基準額 (72,000円)
第6段階	・本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2
第7段階	・本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3
第8段階	・本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.7

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険(国民健康保険や健康保険など)の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

国民健康保険に加入している方の場合

決め方 国民健康保険税の算定方法と同じく、世帯ごとに決まります。



※介護保険料と国民健康保険税の課税限度額は別々に決められます。
 ※保険料と同額の国庫からの負担があります。
 ※詳しい内容は税務課保険税係窓口にご確認ください。

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。



職場の医療保険に加入している方の場合

決め方 医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決まります。

$$\text{介護保険料} = \frac{\text{給与} + \text{賞与}}{\text{標準報酬月額}} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分を負担し、半分を被保険者本人が負担します。

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収(天引き)されます。

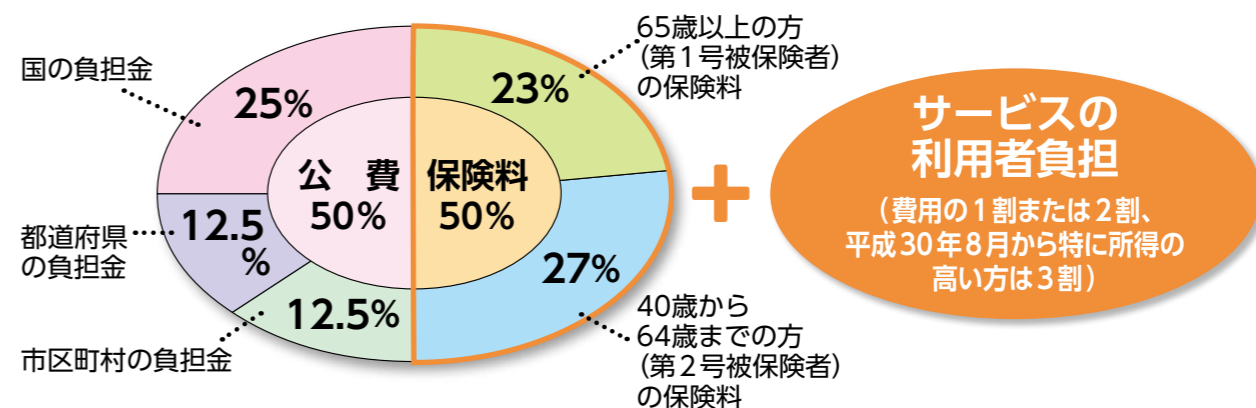


ここが変わりました

第2号被保険者の保険料は、これまで加入者数に応じて決められていましたが、職場の健康保険(被用者保険)の加入者に限り、加入者の総報酬額に応じて決める「総報酬割」が、段階的に導入されます。平成29年8月からは保険料全体の1/2を総報酬割の対象とし、平成31年4月からは全体の3/4、平成32年4月以降は全面的に導入されることになります。

介護保険の財源

保険料は私たちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。下のグラフのように、40歳以上の方が納める保険料と、国や都道府県・市区町村の負担金、そして利用者負担からなっています。これらの貴重な財源は、みなさんが受ける介護サービスに対する保険給付費にあてられます。



保険料を納めないでいると…

滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると…

- 費用の全額を利用者がいったん自己負担し、その後、利用者からの申請により保険給付分(費用の9割または8割。平成30年8月から特に所得の高い方は7割)が支払われます。

▼[被保険者証に記載されます]



1年6か月以上滞納すると…

- 費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。



2年以上滞納すると…

利用者負担が3割(平成30年8月から特に所得の高い方は4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費(19ページ参照)等が受けられなくなったりします。

▼[被保険者証に記載されます]



こんなときは保険料の減免申請をしましょう!

自然災害や事故、火災などに遭遇したり、世帯の生計を維持する方が死亡または心身に重大な障害を生じて収入が著しく減少したりした場合などは、申請により保険料が減免または、猶予されることがあります。

介護保険料の支払いが困難な場合には、税務課収納対策室窓口までお申し出ください。